

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年3月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900221 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900030 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から昭和 56 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月から昭和 56 年 6 月まで

60 歳を前にあらためてねんきん定期便を確認したところ、昭和 55 年*月から昭和 56 年 6 月の 11 か月が未納になっていました。当時、母が自らの年金納付と同じく私の年金も納付していたと思います。当時の年金行政のずさんさから、私のケースも同様の処理が行われたのではないかと推察します。請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳の記号番号により行われており、請求者の主張どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し国民年金手帳記号番号の払い出しが必要となる。

国民年金手帳記号番号払出簿等によると、請求者の国民年金の記号番号(*)は、A市において昭和 58 年 7 月に払い出されており、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和 55 年*月から昭和 56 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

また、昭和 58 年 7 月より前に、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、請求者は、請求期間について、住民登録地である A 市ではなく、実家のある B 市の国民年金担当課の窓口において、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、A 市は、請求期間当時、A 市に住民票がある被保険者が他の市区町村で国民年金加入手続及び国民年金保険料を納付することができたかについては不明である旨回答しており、B 市は、当時を知る担当者はいないため、国民年金加入手続の事務処理は不明である旨回答している。

加えて、請求者に係る A 市の昭和 59 年 5 月 10 日現在の年度別納付状況リストでは請求期間に納付の記載はなく、また、B 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間は未納と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900216 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900031 号

第 1 結論

昭和 40 年 5 月から昭和 41 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 41 年 4 月から昭和 42 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から昭和 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から昭和 42 年 3 月まで

請求期間①については、遅れても国民年金保険料を町の集金人に納めていたが、免除期間とされている。

請求期間②については、免除をお願いしていたが、未加入期間とされている。

請求期間①については納付済期間として、請求期間②については免除期間として、国民年金被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、町の集金人に国民年金保険料を遅れても納めていた旨主張しているところ、A町（現在のB市）は、合併前の市町における納付組織については、当時の資料がないため回答不能であり、請求者に係る国民年金保険料の納付については、当時の資料がないため、確認不能である旨回答している。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、当初、請求期間①を含む昭和 38 年 4 月から昭和 41 年 3 月までは免除期間であったが、当該期間のうち、昭和 39 年 3 月から昭和 40 年 4 月までの免除期間については昭和 49 年 3 月 16 日付で追納と記載され、請求期間①については、免除期間と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者が、請求期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 請求期間②について、被保険者台帳によると、前述のとおり、請求期間②直前の昭和 38 年 4 月から昭和 41 年 3 月までの期間については免除期間（国民年金保険料を追納した記録とされている昭和 39 年 3 月から昭和 40 年 4 月までの期間を除く。）とされているが、請求期間②

に係る免除についての記載はない。

また、B市は、請求者に係る国民年金保険料の免除申請書が受付されていたかについては、当時の資料がないため、不明である旨回答している。

このほか、請求者が請求期間②について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900234 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900032 号

第 1 結論

平成 19 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

平成 19 年 3 月末に A 市から B 市へ転居したところ、国民年金保険料の納付書が転居前の実家へ同年 4 月中に届いた。父が、銀行から 4 万円を平成 19 年 5 月 1 日に、2 万円を同年同月 2 日に引き出し、母が手元に所持していた 3 万円と合わせて、ゴールデンウィーク明けに C 役場 (当時) 内の支払いができる窓口に出向いたところ、請求期間に係る納付書には納付期限が同年 4 月 30 日と記載されており、納付することができないので、近くの郵便局で支払うように指示され、母はその足で D 郵便局へ行き、6 か月分の前納納付をした。

その後、B 市の私の元へ納付書が届いたので、平成 19 年 4 月分を納付した。

最近になって国民年金保険料の納付状況を確認したところ、両親が前納納付した記録がなく、私が納付した記録しか残されていないことに気付いた。

領収書は紛失したが、請求期間に係る国民年金保険料は両親が納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、母が請求期間に係る 6 か月分の国民年金保険料を D 郵便局で前納納付した旨主張しているが、株式会社ゆうちょ銀行 E 貯金事務センターは、国民年金保険料領収済通知書の調査期間 5 年を経過しているため確認できない旨回答している。

また、日本年金機構は、請求期間に係る 6 か月の前納納付書について、納付期限を過ぎて使用した場合には、必ず過誤納になりオンライン記録上に過誤納記録が残るはずである旨回答しているところ、請求者のオンライン記録には、請求期間に係る過誤納記録及び当該過誤納に係る充当又は還付の処理がなされた形跡は見当たらない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

なお、オンライン記録において、請求者に対して別の基礎年金番号が付番されていないか調査したが、請求者が所持している基礎年金番号以外はない。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民

年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900217 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900033 号

第 1 結論

平成 9 年 7 月 1 日から同年 8 月 30 日までの期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 9 年 9 月 25 日から平成 10 年 2 月 1 日までの期間について、請求者の C 社 (現在は、D 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 7 月 1 日から同年 8 月 30 日まで
② 平成 9 年 9 月 25 日から平成 10 年 2 月 1 日まで

請求期間①は、A 社に登録し、派遣先は E 社の電話交換室。電話交換業務で週 5 日勤務した。

請求期間②は、C 社に登録し、派遣先は F 社の管理チーム。顧客データ管理業務で 9 時から 18 時まで勤務した。

平成 9 年 7 月から平成 10 年 1 月までの 7 か月間に、社会保険に加入していた記録がなければ、国民年金と国民健康保険の加入手続をする必要があったが、手続した事実はない。生活する上で健康保険証が 7 か月も無い状態は考えられず、強制的に加入することになる国民年金と国民健康保険の保険料の支払いは当時発生していない。

以上のことから、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が請求期間①当時に派遣先事業所として勤務したとする E 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、期間は覚えていないが、請求者が E 社に勤務していた旨回答している。

しかしながら、請求期間①において請求者の雇用保険被保険者記録はなく、請求期間①当時、A 社が加入していた G 厚生年金基金及び G 健康保険組合においても請求者に係る被保険者記録は確認できない。

また、A 社の後継事業所となる B 社は、請求者に係る情報は残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

2 請求期間②について、請求者が請求期間②当時に派遣先事業所として勤務したとする F 社において同じ部署で勤務したとして名前を挙げた複数の同僚は、請求者は請求期間②において派遣先事業所で勤務していたが、派遣元事業所が異なっており、請求者が社会保険に加入してい

たかは分からない旨回答している。

また、請求期間②において請求者の雇用保険被保険者記録はなく、C社の合併先であるD社は、請求者に係る記録は残っていないため在籍が確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

3 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900254 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900034 号

第 1 結論

昭和 58 年 11 月 24 日から昭和 59 年 3 月 1 日までの期間について、請求者の A 郵便局又は B 郵便局における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 11 月 24 日から昭和 59 年 3 月 1 日まで
昭和 58 年 11 月 24 日から昭和 59 年 2 月 29 日まで A 郵便局集配課に臨時補充員として勤務し、人事異動通知書及び国家公務員等在職票があるが、この期間の厚生年金の記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した郵政省人事異動通知書により、請求者は、請求期間において A 郵便局に臨時補充員として勤務していたことが確認できる。

一方、A 郵便局は、請求期間当時における臨時補充員等の厚生年金保険に係る取り扱いについて詳細は不明である旨、また、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失の届出、厚生年金保険料の控除等についても不明である旨回答している上、現在、A 郵便局及び B 郵便局に係る社会保険事務を行っている日本郵便株式会社 C 共通事務集約センター D は、A 郵便局が回答した前歴証明以外に保管はなく、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失の届出、厚生年金保険料の控除等については、確認できる資料が無い場合不明である旨回答している。

また、日本年金機構は、請求期間当時、請求者に別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された形跡はない旨回答している上、A 郵便局及び B 郵便局 (当時) に係るオンラインの記録において、請求者の氏名は見当たらない。

さらに、請求期間において、B 郵便局に係る厚生年金保険被保険者名簿には請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。